

山形県における運動部活動の在り方に関する方針策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 山形県における運動部活動の在り方に関する方針の策定に当たり、有識者による検討を行うため、山形県における運動部活動の在り方に関する方針策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」1 適切な運営のための体制整備（1）運動部活動の方針の策定等に定める山形県における方針の策定に関し、運動部活動の活動時間及び休養日の設定等の必要事項について専門的な見地から検討を行うとともに、意見の提出を行うものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、有識者のうちから山形県教育長が委嘱又は任命する。

2 必要があればオブザーバーを置くことができる。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、平成31年3月31日までとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、山形県教育庁スポーツ保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。